

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol.34 国債利回り下落が退職給付会計に与える影響

前回でも触れましたが、国債の利回りが下落傾向にあります。

国債の利回りは、退職給付会計の割引率の決定の基礎として利用されていることが多いと考えられます。そのため、今回は現在の国債の利回りの下落が、退職給付会計に与える影響について取り上げます。

なお、今回のメルマガは改正前退職給付会計基準を前提にし、3月決算の会社を例にしています。

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を現在価値に割引いて計算します。この割引計算にあたり、割引率を決定しますが、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定され、『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』（以下「実務指針」という。）では、国債、政府機関債、優良社債の利回りが例示として挙げられています（実務指針 11）。

これらの例示のうち、国債の利回りを割引率の基礎としている会社においては、国債の利回りが下落しているため、前期末に用いた割引率は、当期末時点の国債の利回りを上回っていると想定されます。

割引率は原則として每期見直す必要がありますが、割引率の変動が退職給付債務の算定に重要な影響を及ぼしていないと判断される場合には、割引率の変更は必要がないとされています。

重要な影響を及ぼす場合とは、前期末の割引率により算定されている退職給付債務と、当期末時点の国債利回りを基礎とした割引率により算定した退職給付債務が 10%以上変動すると推定される場合（以下、「10%ルール」という。）です。

10%ルールを適用する際には、実務指針の資料 3 が参考になります。

資料 3 では、期末において割引率の変更を必要としない範囲を示しています。この範囲を

超えて割引率が変動した場合、退職給付債務を再計算することになります。
なお、10%未満であっても財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと判断される場合、見直しが必要と考えられます。

関連会計基準等：

退職給付に係る会計基準、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）

(2013/4/22 号より)